

# 6 地域産業保健センター

ご活用ください

産業保健サービスを 無料 で受けられます

利用対象 労働者数50人未満の小規模の事業者 小規模事業場で働く人

\*地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。また利用回数には制限がありますので、あらかじめご了承ください。

主な  
内容

## 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

## ストレスチェックに係る高ストレス者及び長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者及び、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。

## ●神奈川県内の地域産業保健センター一覧

名称	対象地区	所在地	電話番号 FAX番号
①横浜南地域産業保健センター	磯子区・金沢区・港南区・南区・中区	横浜市金沢区金沢町48 金沢区三師会館内	045-788-8970 045-788-8970
②鶴見地域産業保健センター	鶴見区	横浜市鶴見区鶴見中央3-4-22 鶴見区医師会内	045-521-2738 045-521-2738
③川崎南地域産業保健センター	川崎区・幸区	川崎市川崎区櫻町1-8 ニッコービル4階402号	044-200-0668 044-742-6275
④川崎北地域産業保健センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区	川崎市中原区上小田中6-10-1 中央セントラルマンション1階	044-322-0314 044-322-0315
⑤三浦半島地域産業保健センター	横須賀市・逗子市・三浦市・三浦郡	横須賀市新港町1-11 横須賀市医師会館内	046-822-3053 046-822-3053
⑥横浜北地域産業保健センター	神奈川区・西区・港北区・緑区・都筑区・青葉区	横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川3階 神奈川区医師会内	045-313-9187 045-313-9187
⑦平塚地域産業保健センター	平塚市・秦野市・伊勢原市・中郡	平塚市東豊田448-3 平塚市医師会内	0463-52-0355 0463-52-0356
⑧湘南地域産業保健センター	藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・高座郡	藤沢市藤沢976-2 秀明ビル402号	0466-27-6238 0466-27-6238
⑨県西地域産業保健センター	小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	小田原市久野115-2 おだわら総合医療福祉会館4階	0465-66-6040 0465-66-6044
⑩県央地域産業保健センター	厚木市・大和市・座間市・海老名市・綾瀬市・愛川町・清川村	厚木市中町1-8-24 リバーサイドビル602号	046-223-8072 046-223-8072
⑪相模原地域産業保健センター	相模原市	相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会議所新館4階	042-707-4225 042-707-4227
⑫横浜西地域産業保健センター	旭区・泉区・栄区・瀬谷区・戸塚区・保土ヶ谷区	横浜市戸塚区戸塚町4711-1 オセアン矢沢ビル3階304号	045-861-5600 045-435-5668

※申込用紙はホームページから <https://www.kanagawas.johas.go.jp/>



独立行政法人 労働者健康安全機構  
神奈川産業保健総合支援センター



〒221-0835  
横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階  
TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161  
URL: <https://www.kanagawas.johas.go.jp/>  
  
ご利用いただける日時  
午前8時30分～午後5時15分(月～金曜日)  
休日: 毎土・日曜日及び祝日 年末年始

2020.3



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/>

専門的研修  
各種セミナー

1

相談対応

2

情報提供  
広報啓発

3

メンタルヘルス  
対策の普及促進

4

治療と仕事の  
両立支援

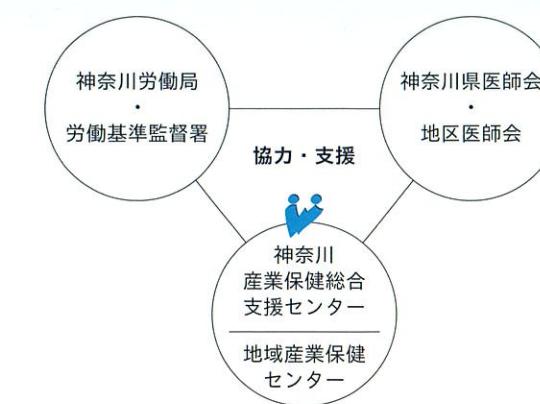
5

地域産業保健  
センター

6

## 働くあなたの健康と安全のために

産業保健活動に携わる皆様を応援します



健康で快適な職場が求められています

本格的な高齢化社会の到来、産業構造の変化、技術革新に伴う作業態様の変化等により、生活習慣病の一層の増加、就労に伴う疲労・ストレスの増大、その他作業に関連した疾患の問題が大きな社会的関心を集めています。そこで、独立行政法人労働者健康安全機構では、労働者の健康確保を図るため、産業医、地域産業保健センターをはじめとする産業保健関係者・関係機関を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、都道府県ごとに産業保健総合支援センターを設置しております。神奈川県においては、神奈川県医師会をはじめ、関係機関のご協力と連携のもとに、平成8年に神奈川産業保健総合支援センターが開設されました。

神奈川産業保健総合支援センターは

# 産業保健活動に携わる皆様を応援します

提供するサービスはすべて無料です

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/>

## 産業保健関係者に対する 専門的研修 各種セミナー

1

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。研修スケジュールは産業保健総合支援センターホームページでご確認ください。

### ●専門研修会・各種セミナー（実施例）

日医認定産業医（基礎研修ではなく、認定証をお持ちの産業医の方を対象としています。）

- 事業場における治療と仕事の両立支援
- 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導 ■メンタルヘルス対策の進め方
- 作業環境測定方法 ■職場巡回の実際とその活用ポイント 等

### 産業保健セミナー

- 働く人のメンタルヘルス対策 ■健康情報の取扱い ■ストレスチェック
- 産業保健スタッフのための「やさしい関係法令」等

産業看護職研修・交流会、メンタルヘルス交流会、産業保健交流会

### 啓発セミナー

## 産業保健関係者からの 専門的な相談 への対応

2

産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令等に豊富な経験を有する専門スタッフが、産業保健に関する様々な問題について、窓口、電話、メール等でご相談に応じ、解決方法を助言しています。また、事業場の具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合には、事業場を訪問する実地相談も実施しています。

### 各分野の専門家が、皆様からの相談にお答えいたします

産業医学	職業性疾病の予防対策・職場巡回の方法・健康診断の事後措置・産業医の行う面接指導・勧告・指導・助言の方法
メンタルヘルス	職場のメンタルヘルス対策の進め方・メンタルヘルス対策指針の内容・メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援までの相談
労働衛生工学	作業環境の維持管理と改善の方法
保健指導	職場における保健指導・相談の進め方や産業看護職の業務全般について
労働衛生関係法令	労働衛生関係法令の解釈

## 産業保健に関する 情報提供 広報啓発

3

ホームページ、メールマガジン、情報誌を通じて、産業保健情報をお知らせしています。  
また、専門図書の貸出等も行っています。

### ●ホームページ



※メールマガジン登録は、産業保健総合支援センターホームページをご覗ください。

### ●神奈川産業保健総合支援センター



産業保健に関する図書を揃え、来所された産業保健関係者の方々にご利用いただいております。また、実地指導も行っております。

私たちは、ワンストップサービスによる「産業保健スタッフの活動へのサポート」や「小規模事業場の事業者やそこで働く人への産業保健サービス」を通じて、すべての人が健康で元気に働くことを目指しています。皆さまのご利用をお待ちしております。

## 個別訪問支援による メンタルヘルス 対策の普及促進

4

メンタルヘルス対策に精通した専門スタッフが中小規模事業場に赴き、職場のメンタルヘルス対策推進のための支援を行います。

また、管理監督者等を対象としたメンタルヘルス教育も実施します。



職場における心の健康づくり



メンタルヘルス対策支援の  
ご案内

- 「心の健康づくり計画」の策定にかかる支援
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 職場復帰支援プログラムの作成支援 等

## 個別訪問・個別調整支援による 治療と仕事の 両立支援

5

専門家が事業場を訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

患者（労働者）に係る健康管理について、事業者と患者（労働者）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。



両立支援のためのガイドライン



両立支援のためのポスターとカード

## 地域の窓口として 地域産業保健 センター

を設置 詳細裏面

6

産業保健総合支援センターの地域窓口として、概ね労働基準監督署管轄区域毎に地域産業保健センターを設置しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

### ●神奈川県内の地域産業保健センター



- ①横浜南地域産業保健センター
- ②鶴見地域産業保健センター
- ③川崎南地域産業保健センター
- ④川崎北地域産業保健センター
- ⑤三浦半島地域産業保健センター
- ⑥横浜北地域産業保健センター
- ⑦平塚地域産業保健センター
- ⑧湘南地域産業保健センター
- ⑨県西地域産業保健センター
- ⑩県央地域産業保健センター
- ⑪相模原地域産業保健センター
- ⑫横浜西地域産業保健センター